

個人情報保護ハンドブック

「民間部門における電子計算機処理に係る
個人情報保護ガイドライン」
< 解説書 >

平成 1 0 年 6 月

通 商 産 業 省

機 械 情 報 産 業 局

．ハンドブック策定の背景と経緯

- 1．近年における情報処理技術の著しい発展は、電子計算機（コンピュータ）による大量かつ迅速な情報処理を可能とし、個人指向のクレジットローン等の消費者信用取引、ダイレクトマーケティング等において、ニーズの多様化・個性化に対応した効率的な事業活動の展開を容易にしている。

しかし一方で、個人に関する情報が本人の知らない間に収集・蓄積され、また、本人の予想外の目的に利用されているという事態も見受けられるようになってきていることから、各方面で個人情報の適正な保護について関心が高まってきており、また各種の取組が進められている。

通商産業省においても、平成元年4月に、機械情報産業局長の懇談会である「情報化対策委員会個人情報保護部会」の報告として、「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護について（指針）」をとりまとめ、財団法人日本情報処理開発協会が昭和63年に策定した「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」を当部会のガイドラインとして改めて広く関係者に提示した。あわせて、平成元年6月28日付けで、本指針に基づいてガイドラインの策定を行うよう、関係事業者団体に対する通達を発出し、指導を行った。

さらに、平成元年7月7日には、通商産業大臣告示により、「電子計算機処理に係る個人情報の保護のための措置等についての登録簿に関する規則」を定め、事業者及び事業者団体等が実施している個人情報保護のための措置の概要等に関する申告内容を登録する「個人情報保護措置登録簿制度」を創設し、12団体からの登録を受けてきた。

- 2．しかし、昨今の情報処理技術の進歩は目を見張るものがあり、特にダウンサイジング、エンド・ユーザー・コンピューティング等により、従来の大型コンピュータを用いた大量・定型業務の処理に伴うもののみならず、中小を含めた様々な事業者等が情報システムを利用して個人情報を取り扱うことが可能となった結果、個人情報が分散した形で蓄積・利用される可能性が高まり、正当な権限のないものによる情報の不当な利用、改ざん、加工等が行われるおそれも強まってきている。実際に、個人情報の漏えい事件は散見されてきており、個人情報保護に対する不安感の高まりから、消費者団体からも個人情報保護の強化が求められているところである。

また、最近のインターネットの爆発的な拡大に代表されるオープンなコンピュータ・ネットワークの世界的な発展等により、いったんネットワーク上に乗せられた個人情報は、一瞬のうちに国境をも越えて広範囲に流通することが可能となっていることから、より大規模な個人情報の侵害事例の発生のおそれが強まるとともに、個人情報保護の国際的な調和が必要となってきた。

- 3．さらに、海外先進諸国においては、従来から、個人情報保護法が制定され、1980年（昭和55年）に経済協力開発機構（OECD）が採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」（いわゆるOECDプラ

イバシー・ガイドライン)をもとに、その後も個人情報保護法が制定されている。さらに近年の情報技術の進展に伴い、各国において個人情報保護の強化へ向けた取組が開始されている。

特に、EUにおいては、1995年(平成7年)10月に「個人データ処理に係る個人情報の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令(以下、EU指令と略す。)」が採択され、域内各国は当該指令に適合するよう3年以内に法制化を含めた検討を行うよう求められている。当該指令によれば、個人情報の第三国への移転について、第三国が十分なレベルの保護措置を講じていない場合にはその移転が禁止されるほか、第三国が十分なレベルの保護措置を講じていないとEU委員会が認定した場合には、第三国と交渉できることとなっており、我が国においても「個人情報の十分なレベルの保護」を確保することが求められているところである。

4. 以上に述べたような状況の変化を踏まえ、通商産業省においては、平成7年度から、機械情報産業局長の研究会である「プラバシー問題検討ワーキンググループ」(座長:堀部政男 一橋大学教授<当時>)において、抽象的であった平成元年のガイドラインを具体的かつ詳細にするような改正、民間事業者の自主的な取組を補完する諸制度の整備、消費者(情報主体)の苦情等に対応する窓口機能の充実等の点に関する検討を開始し、平成8年4月には、我が国民間企業等の事業活動の実態を踏まえ、また、EU指令採択等の国際的動向をも視野に入れた改正ガイドライン第1案が完成した。

そして、平成8年5月からは、改正案に関する関係者説明及び意見照会を、現行通商産業省に登録を行っている12の事業者団体及び結婚相談業、学習塾業界等の対個人サービスを提供する業界や地方公共団体等に対して実施し、さらに、平成8年12月には、通産省公報及びインターネットホームページを通じて、国民に対し広く意見照会を行った。

このような過程を経て、「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」(平成9年3月4日通商産業省告示第98号)として告示するに至った。

5. 通商産業省としては、平成元年指針のときと同様に、この改正ガイドラインが、関係業界団体やそれを構成する各企業等において、個人情報保護のための自主的ルールが作成される際の指針として利用されることを期待して、普及啓発活動を実施してきた。しかしながら、ガイドライン告示の後も個人情報の漏えい事例が発生している。特に、平成10年に入ってから、漏えい事例が急増し、その規模も大きなものが見られる。

これは、平成元年のときと比較して、めざましい情報技術の進展が見られたため、個人情報を扱う事業者の範囲が大きく拡大するとともに、その処理量も増大してきていることも大きな要因となっていると考えられる。このため、改正ガイドラインに即し、個人情報保護策として留意すべき点を事例なども活用しながら整理し、個人情報を取り扱う事業者がいかなる対策をとるべきかを詳細に示した本「個人情報保護ハンドブック」を策定し、幅広い関係者に配布することとしたものである。本ハンドブックが事業者のみならず、消費者、研究者等広く国民に利用され、個人情報保護の重要性について認識がより深まることが期待される。

- 6．さらに、今後は、個人情報保護について、事業者と消費者の間で紛争・トラブルが発生することも懸念される。通商産業省としては、改正ガイドライン及び本ハンドブックは、紛争・トラブルの解決の規範の一つとして活用することが可能と考えているところである。司法機関、消費者相談所等での活用により、円滑な紛争解決が図られることが期待されるところである。
- 7．個人情報の保護は、事業者、消費者、行政等幅広い関係者の努力なくしては実現されない。通商産業省としては、本ハンドブックが個人情報保護の向上のための関係者の努力に資することを切に希望するものである。

．個人情報保護ハンドブック

～ 民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン（平成 9 年 3 月 4 日通商産業省告示第 9 8 号）解説～

目次

第 1 章 ガイドラインの目的

第 1 条 目的

第 2 章 定義

第 2 条 定義

第 3 章 ガイドラインの適用範囲

第 3 条 対象となる個人情報

第 4 条 ガイドラインの拡張

第 4 章 個人情報の収集に関する措置

第 5 条 収集範囲の制限

第 6 条 収集方法の制限

第 7 条 特定の機微な個人情報の収集の禁止

第 8 条 情報主体から直接収集する場合の措置

第 9 条 情報主体以外から間接的に収集する場合の措置

第 5 章 個人情報の利用に関する措置

第 10 条 利用範囲の制限

第 11 条 目的内の利用の場合の措置

第 12 条 目的外の利用の場合の措置

第 6 章 個人情報の提供に関する措置

第 13 条 提供範囲の制限

第 14 条 目的内の提供の場合の措置

第 15 条 目的外の提供の場合の措置

第 7 章 個人情報の適正管理義務

第 16 条 個人情報の正確性の確保

第 17 条 個人情報の利用の安全性の確保

第 18 条 個人情報の秘密保持に関する従事者の責務

第 19 条 個人情報の委託処理に関する措置

第 8 章 自己情報に関する情報主体の権利

第 20 条 自己情報に関する権利

第 21 条 自己情報の利用又は提供の拒否権

第 9 章 組織及び実施責任

第 22 条 代表者による管理者の指名

第 23 条 管理者の責務

第 10 章 その他

第 24 条 通信網を利用して電磁的記録を送受信する場合の通知

第1章 ガイドラインの目的

(目的)

第1条 このガイドラインは、民間企業等が取り扱う個人情報の適切な保護のため、事業者団体がその構成員の事業の実情に応じた業種別のガイドラインを定める際の指針となる項目を定め、民間企業等がその活動の実態に応じた個人情報保護のための実践遵守計画（コンプライアンス・プログラム）を策定することを支援し、及び促進することを目的とする。

(解説)

1. 「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護について（指針）」（平成元年4月、通商産業省情報化対策委員会個人情報保護部会報告、以下「旧ガイドライン」という。）においては、ガイドラインの目的は規定されていなかった。

しかし、通商産業省における今回の一連の個人情報保護施策の見直しは、事業者団体だけでなく民間企業等においても個人情報保護に関する意識を高め、適正な個人情報保護を促進すること等を目的の一つとしているため、その趣旨を明確にすべく本条を設けた。

2. 本条は、「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成9年3月4日通商産業省告示第98条、以下「本ガイドライン」という。）をもとに事業者団体がその事業の実態に応じた業種別のガイドライン（以下「業界ガイドライン」という。）を策定すること、その業界ガイドラインをもとに、各企業がその活動に応じた個人情報保護のための実践遵守計画（コンプライアンス・プログラム）を策定すること、の2段階をもって、適切な個人情報保護を図っていくことを定めたものである。

3. 一つの企業において、複数の業種の事業を行うことがある場合には、関連するすべての業界ガイドラインを参照し、その趣旨を十分に踏まえながら、その企業にふさわしい個人情報保護対策を規定したコンプライアンス・プログラムを策定することとなる。

事業者団体に加盟していない事業者は、本ガイドラインを参照しつつ、適切な個人情報保護対策を講じていくことが望ましい。

4. コンプライアンス・プログラムについては、必ずしも本ガイドラインのような法令条文形式にする必要はなく、会社の形態に応じて、関係者に最も分かりやすい記述とすることが望ましい。

また、コンプライアンス・プログラムは、必ずしも単体で策定されたものである必要はなく、例えば、作業マニュアル、就業規則等の中の一部であっても差し支えない。逆に、ひとつの企業において複数のコンプライアンス・プログラムを策定しても構わない（例えば、事業部ごとに策定する等）。

なお、個人情報保護に関する関係法令による規制がある場合、関係省庁が所掌する事業を実施していて、関係省庁から個人情報保護に関するガイドライン等が示されて

いる場合等には、これらの規制、ガイドライン等を踏まえたコンプライアンス・プログラムとすることが望ましい。

5. 業界ガイドライン、コンプライアンス・プログラムとも、それ自体の公表を前提としたものではないが、当該事業者団体又は事業者は、消費者に対して個人情報保護のために講じている対策について説明できるようにしておくことが望ましい。

第2章 定義

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 管理者 企業等の内部において代表者により指名された者であつて、個人情報の収集、利用又は提供の目的及び手段等を決定する権限を有する者をいう。
- (3) 受領者 個人情報の提供を受ける者をいう。
- (4) 情報主体の同意 情報主体が署名押印、口頭による回答等の明示的方法により、自己に関する個人情報の取扱いを承諾する意思表示を行うことをいう。ただし、書面の交付等による契約手続を伴わない取引、申込、加入等の行為の場合においては、当該行為の手続において、反対の意思を表明しない等の黙示的方法による意思表示を含めることができるものとする。

(解説)

1. 旧ガイドラインにおいては、「個人情報」に関する定義のみが規定されていたが、本ガイドラインは、旧ガイドラインと比べて具体的かつ詳細なガイドラインに改正したことにより、必要な用語の定義を行った。
2. (1)「個人情報」については、旧ガイドラインよりも詳細に規定しているが、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和63年12月法律第95号、以下「個人情報保護法」という。）及び「電子計算機処理に係る個人情報の保護のための措置等についての登録簿に関する規則」（平成元年7月7日通商産業省告示第348号、本ガイドラインの制定に伴い、平成9年3月3日限りで廃止）における「個人情報」の定義とほぼ同様である。ただし、最新の技術の進歩に伴い、「画像又は音声により当該個人を識別できるもの」という概念を追加した。
また、「個人別に付された番号」とは、電話番号、銀行口座番号、保険証番号等を

指し、「法人その他の団体の役員に関する情報」とは、株主総会等で配布される事業報告書等株主や顧客に配布される書類等に記載されている役員の履歴、持ち株数等、公表されているような情報を指す。

3. (2)「管理者」については、旧ガイドラインにはなかった概念であるが、企業内において個人情報の適正な管理を行う責任者として明確に規定し、所要の責任を課すこととした(第9章参照、その他「管理者」については、第8条、第18条、第19条参照)。

4. (3)「受領者」とは、情報を提供する者と対比して、直接又は間接的に個人情報の提供を受ける者を指す。「受領者」についても、旧ガイドラインにはなかった概念であるが、個人情報の取扱いに関する透明性を確保するために、新たに定義した。(「受領者」については、第8条、第14条、第15条、第20条参照。)

5. 個人情報の収集、利用及び提供に際しては、原則として、(4)「情報主体の同意」が必要であるため、その方法の明確化等の趣旨で、本条において定義付けを行った。(「情報主体の同意」については、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条参照。)

また、「契約手続を伴わない取引、申込、加入等」とは、通信販売や電力・ガス等の申込、抽選や懸賞等への応募等が該当する。

6. なお、「EU指令()」、「OECDガイドライン()」、「個人情報保護法()」、旧ガイドライン()及び本ガイドライン()において定義されている項目を比較すると以下のとおりである。

個人情報(データ)

個人情報のファイリングシステム(ファイル)

処理情報

処理情報の本人

管理者

処理者

第三者

受領者

(情報主体の)同意

(個人情報の)処理(利用)

(個人情報の)国際流通

(参 考)

・EU指令第2条

・OECDガイドライン第1

・旧ガイドライン第1条

・個人情報保護法第2条

第3章 ガイドラインの適用範囲

(対象となる個人情報)

第3条 このガイドラインは、企業等の内部において、その全部又は一部が電子計算機、光学式情報処理装置等の自動処理システムにより処理されている個人情報を対象とし、自動処理システムによる処理を行うことを目的として書面等により処理されている個人情報についてもこれを適用する。ただし、個人が自己のために収集する個人情報については、この限りでない。

(解説)

1. コンピュータ等による自動処理システムを用いて個人情報が処理される場合には、情報処理の迅速性、大量性等のため個人の利益が侵害される危険がマニュアル処理（手作業による処理）に比べて著しく大きいという観点から、本ガイドラインの対象となる個人情報は、基本的には、コンピュータ等による自動処理システムを用いて処理されるものとする。
2. しかし、マニュアル処理による個人情報であっても、自動処理システムに入力するために収集、保存されているものや、宛名用に自動処理システムから出力されたもの等自動処理に付随するものは、自動処理システムを用いて処理されるものと同様に個人の利益の侵害が大きいことが懸念されるため、本ガイドラインの対象に含むこととする。同様の趣旨は、EU指令第3条1.にも規定されており、旧ガイドラインにおいても第1条において、直接的には規定されていなかったが、解説中に記載されていたものである。
3. ただし、個人の住所録等個人が自己のために収集する個人情報についてはこの対象とはしない。しかし、個人とはいっても、外見的に特定企業の職員と判断されるような場合は、対象とすべきである。
4. また、本ガイドラインは、顧客等の個人情報に関する取扱いについて定めるものであり、事業者がその企業の従業員の人事管理、福利厚生等のために保有する個人情報（いわゆる「インハウス情報」）については、本ガイドラインの適用の直接の対象としているものではないが、当然ながら、従業員のプライバシーに十分配慮した取扱いが行われるべきである。

(参考)

- ・ EU指令第3条1.
- ・ 旧ガイドライン第1条

(ガイドラインの拡張)

第4条 このガイドラインは、個人情報の適切な保護の目的の範囲内において業種、企業等の活動の実態に応じた項目を追加し、又は修正することができる。

(解 説)

1. 第1条にもあるとおり、今回の個人情報保護施策の見直しは、事業者団体だけでなく、各企業等においても個人情報保護の意識を高めるために、事業者団体が業界ガイドラインを、企業等がコンプライアンス・プログラムを、それぞれ策定することを目的の1つとしている。
2. 本ガイドラインは、業界の特性に関係なく、個人情報の適切な保護のために必要な一般的な事項を定めたものであり、個人情報保護の実効性を高めるために、本ガイドラインに基づいて、業界ガイドライン、コンプライアンス・プログラムにおいては、個々の業界、企業等の活動の実態に応じた項目を追加、修正することを妨げるものではない。同様の趣旨は、OECDガイドライン第6にも規定されている。
なお、この修正は、あくまで、事業の実態に合わせた実効性の高い業界ガイドライン、コンプライアンス・プログラムを策定するためのものであり、個人情報保護の水準の低下を許容するものではない。

(参 考)

- ・OECDガイドライン第6

第4章 個人情報の収集に関する措置

(収 集 範 囲 の 制 限)

第5条 個人情報の収集は、収集する企業等の正当な事業の範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

(解 説)

1. 第4章では、個人情報の収集に関する原則を定めており、本ガイドラインにおいても旧ガイドラインと同様、OECD 8原則(注1)中の「収集制限の原則」及び「目的明確化の原則」に対応することとする。本条は、旧ガイドライン第2条の前段と同じ内容である。
2. 「正当な」事業としたのは、反社会的な事業を除外する趣旨である。
3. 収集目的の明確化に当たっては、次のことに配慮する必要がある。
本人から収集する場合、収集目的は、本人との契約等において明示的に了解されるか、又は本人との契約類似の信頼関係の中で黙示的に了解されること。
本人以外の者から収集する場合も、収集する者が収集目的を設定し、収集の相手方との契約等において明示すること。
公開された資料等から収集する場合も、収集する者が収集目的を設定すること。
収集目的を設定するに当たっては、収集した情報の利用・提供によって情報主体の

受ける影響を予測できるように、利用・提供の範囲を可能な限り具体的に明らかにすること。

(注1) OECDガイドラインでは、次の8原則が掲げられている。

収集制限の原則、データの正確性の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全保護の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則

(参 考)

EU指令第6条1.(b)

OECDガイドライン第7、第9

旧ガイドライン第2条

(収集方法の制限)

第6条 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(解 説)

1. 本条は、旧ガイドライン第2条 と同じである。

2. 個人情報の収集は、「適法かつ公正な手段によって行う」ものとされているので、収集目的を偽る等不公正な手段により収集することは許されない。

(参 考)

・ EU指令第6条1.(a)

・ 旧ガイドライン第2条

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第7条 次に掲げる種類の内容を含む個人情報については、これを収集し、利用し又は提供してはならない。ただし、当該情報の収集、利用又は提供についての情報主体の明確な同意がある場合、法令に特段の規定がある場合及び司法手続上必要不可欠である場合については、この限りでない。

(1) 人種及び民族

(2) 門地及び本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)

(3) 信教(宗教、思想及び信条)、政治的見解及び労働組合への加盟

(4) 保健医療及び性生活

(解 説)

1. 個人情報の収集を情報主体の保護という観点から制限する方法としては、情報の種類、性質によって制限する方法と収集目的の明確化を中核とする制限の方法がある。旧ガイドラインにおいては後者の制限のみを採用（第2条）していたが、本ガイドラインにおいては、情報主体の権利の保護を強化する観点、国内問題への対応、EU指令第8条との関係等から、両方の制限方法を採用し、前者の情報の種類、性質によって制限する方法として本条を新設した（後者の制限方法は第5条）。
2. (2)「本籍地」について、本籍に関する全ての情報の収集を禁止すると、個人認証を必要とする業務に支障をきたすおそれがあることから、都道府県までの情報の収集については、禁止の対象外とした。ただし、本籍地の情報（国籍を含む。）は、時として、商行為において不当な差別につながる懸念もあることから、特に高度の個人認証を必要とする業務を除き、収集を行わないことが望ましい。
3. (4)「保健医療」の典型的な例としては、個人の病歴が考えられる。遺伝性のある、又はあると考えられている病気が存在することを勘案すれば、当該者の父母、兄弟、親類等の病歴についてもその例に含まれると考えられる。

（参 考）

- ・ EU指令第8条

（情報主体から直接収集する場合の措置）

第8条 情報主体から直接に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を書面により通知し、当該個人情報の収集、利用又は提供に関する同意を得るものとする。ただし、既に情報主体が、次に掲げる事項の通知を受けていることが明白である場合及び情報主体により不特定多数の者に公開された情報からこれを収集する場合には、この限りでない。

- (1) 企業等内部の個人情報に関する管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先
- (2) 個人情報の収集及び利用の目的
- (3) 個人情報の提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無
- (4) 個人情報の提供に関する情報主体の任意性及び当該情報を提供しなかった場合に生じる結果
- (5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための具体的方法

（解 説）

1. 旧ガイドラインにおいて、個人情報の収集については、第2条及び（本ガイドラインの第5条及び第6条が対応）のみが規定されていた。しかし、今回の改正においては、情報主体の自らの個人情報に対する権利を明確化することを目的の一つとしており、その一環として、収集の際には、収集の目的、訂正・削除の権利等を通知し、情報主体の同意を得ることを明文化した。情報主体の権利の明確化は、EU等諸外国でも最大の関心事となっており、本条と同様の趣旨はEU指令第10条にも規定されている。
2. 「書面による通知」について、個人情報の収集のために申込書等と別の書面にて通知することは必ずしも必要ではなく、カタログ、申込書、契約約款等の中に通知すべき事項が記載されていればよい。
3. 「情報主体が次に掲げる事項の通知を受けていることが明白である場合」について、情報主体が容易に確認が可能になっている状態で店頭表示する場合（例えば、ポスターを掲示したり、ピラを置いておくといった形での表示するようなケース）や、一度同意を得た申込等を再度行う場合（例えば、レンタルビデオ店が、会員の更新を行うために改めて情報収集を行うようなケース）等は、これに含まれると解される。
4. 「情報主体により不特定多数に公開された情報」の収集は、公開情報の性質上原則として本人の同意を必要としないが、利用目的、処理の態様いかんによっては、本人の保護に値する利益を侵害することもあり得るので、そのおそれがあるかどうかを判断し難いときは本人の同意のもとに行うことが必要である。NTTの電話帳等は公開情報に含み得ると考えられるが、同窓生の親睦を目的として作成・配布された大学卒業生名簿等の利用者・対象者を限定していると想定される情報は、公開情報と言えないものと考えられる。
5. (1)～(5)の事項を消費者に通知する際には、例えば「個人情報に関する管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先」というように、本ガイドラインの用語を直接利用しなくとも、必要事項が消費者に伝わるように書いてあればよい。
6. (1)「個人情報に関する管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先」については、自己に関する情報がどのように蓄積、利用されているかの問い合わせ先であるため、自己に関する情報への権利を明確化するという観点から、企業名にとどまらず、所属や管理者（第22条参照）の職名をも明記するものとした。「氏名又は職名」とされているのは、氏名を記載した場合には、社内での異動等により、責任者の特定に混乱を生ずる可能性があるからであり、責任者が容易に特定できるよう措置されていればよい。

また、「個人情報に関する管理者又はその代理人」は、専任である必要はなく、実務的には、例えば、「お客様相談窓口」等個人情報以外についても消費者との対応窓口となる者が対応することも多いものと考えられる。
7. (3)「個人情報の提供を行うことが予定されている場合」について、個人情報の提供は、情報主体が直接関与することがないことが多いため、提供の目的、当該情報の受領者等に関する情報を、情報主体に懸念を抱かせないように具体的に明らかにすることが必要である。

また、「組織の種類、属性」とは、個人情報の受領者たる組織（企業）の業種と提

供元たる企業との関係（関連会社、持株会社等）を指す。

8. (4)「情報主体からの個人情報の提供の任意性」とは、申込書等への記載が義務的なものなのか、任意（アンケート的なもの）であるかについての情報を指し、「当該情報を提供しなかった場合に生じる結果」とは、記載欄に回答しなかった場合に考えられる結果（例えば、結婚紹介申込書の年収の欄に記載しなければ、年収を考慮した相手を紹介しないこと等）を指す。
9. いわゆる「テレビショッピング」の告知や雑誌の広告による通信販売のように、取引の時間又はスペースの関係等で申込みを受ける時点までに本条に示す事項を示すことが困難な場合には、カタログや商品の発送等、次に消費者等と連絡を取る際に本条に示す事項を改めて通知し、同意を得るべきである。

（参 考）

- ・ E U指令第10条

（情報主体以外から間接的に収集する場合の措置）

第9条 情報主体以外から間接的に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、前条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を書面により通知し、当該個人情報の収集、利用又は提供に関する同意を得るものとする。ただし、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの場合においては、この限りでない。

- (1) 情報主体からの個人情報の収集時に、あらかじめ自己への情報の提供を予定している旨前条(3)に従い情報主体の同意を得ている提供者から収集を行う場合
- (2) 提供される個人情報に関する守秘義務、再提供禁止及び事故時の責任分担等の契約の締結により、個人情報に関して提供者と同等の取扱いを担保することによって個人情報の提供を受け、収集を行う場合
- (3) 既に情報主体が、前条(1)から(5)までに掲げる事項の通知を受けていることが明白である場合及び情報主体により不特定多数の者に公開された情報からこれを収集する場合
- (4) 正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない収集を行う場合

（解 説）

1. 情報主体以外から間接的に情報を収集する場合について、旧ガイドラインにおいては、第2条 後段に「情報主体以外からの個人情報の収集は、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合に限るものとする。」と抽象的な要件以外は規定されていなかった。しかし、近年、ネットワーク技術の急速な発展とあいまって、多様化する消費者のニーズに対応するために個人情報を利用した企業活動が重要になっていることに伴い、個人情報は、直接的に情報主体から収集されるよりも、むしろ

る情報主体以外から間接的に収集される場合の方が多くなってきている。

このように情報主体が直接関与しない間接的な収集により、情報主体の知らない間に当該個人の情報の流通、いわゆる情報の「ひとり歩き」が行われる可能性が高まっており、情報主体の利益を侵害しないよう特に慎重を期する必要性が生じてきた。

したがって、本ガイドラインにおいては、情報主体以外から間接的に収集する場合については、情報主体の不安感を払拭するためにも、それが可能となる場合を詳細に規定することとし、基本的には直接的に収集する場合と同様に第8条に基づく通知を行い、情報主体の同意を得ることとし、例外的に(1)～(4)の場合だけは、これらを不要とするという形式をとった。

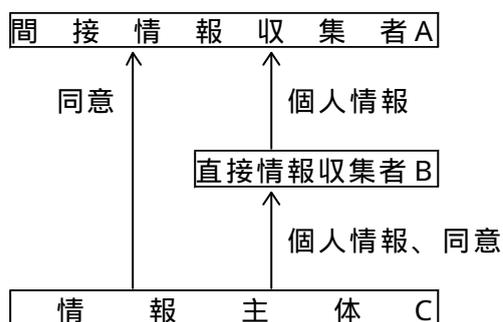
2. (4)「正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合」について、1.にも述べたとおり、情報主体以外からの間接的な収集は、情報主体の利益を侵害しないよう特に慎重を期する必要があることから、(4)の場合に該当するかどうかの判断についても、当事者の恣意的判断ではなく、条理ないし社会通念による客観的判断のもとで、極力限定的に解釈するべきである。

したがって、「正当な事業の範囲内」とは、収集が正当な事業を行うのに必要不可欠であるような場合であると解釈し、例えば、ガスの保安サービスを行う者が、顧客の安全を確保するために個人情報を収集する場合等が該当すると考えられる。

しかし、「正当な事業の範囲内」については、業界によってその解釈が異なることが予想されるため、業界ごとのガイドラインにおいて、どこまでが「正当な事業の範囲内」であるのか具体的に規定されることが望ましい。

3. 本条を理解しやすくするために、以下に図示し、それをもとに条文を説明することとする。

なお、「直接情報収集者からの間接的な情報の収集」は「直接情報収集者による情報の提供」と同義であるという関係において、本条は、間接的に情報を収集する側から見た規定になっており、直接情報収集者側から見た規定としては、個人情報の提供について定めた第14条が該当することとなる。



間接情報収集者(A)は、情報主体(C)の個人情報を直接情報収集者(B)から収集する場合には、原則的には第8条(1)～(3)及び(5)に掲げる事項についてのCの同意を得なければならない。ただし、以下の場合はその限りではない。

- (1) BがCからの情報収集の際に、あらかじめAへの提供を予定している旨第8条(3)に従いCの同意を得ているときに、AがBからCに関する個人情報の収

集を行う場合

- (2) AがBとの間で、個人情報の守秘義務、再提供禁止及び事故時の責任分担等の契約を締結しており、個人情報に関してAがBと同等の取扱いを担保しているときに、このようなBからAがCに関する個人情報の収集を行う場合
- (3) 既にCが、第8条(1)～(5)に掲げる事項の通知を受けていることが明白な場合及びCにより不特定多数の者に公開された情報からこれを収集する場合
- (4) Aの正当な事業の範囲内であって、Cの保護に値する利益が侵害されるおそれのない収集を行う場合

(参 考)

- ・EU指令第11条

第5章 個人情報の利用に関する措置

(利用範囲の制限)

第10条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で行うものとする。

(解 説)

第5章では、個人情報の利用に関する原則を定めており、本ガイドラインにおいても旧ガイドラインと同様、OECD8原則の「利用制限の原則」に対応している。本条は、旧ガイドライン第3条 と同じ内容である。

(参 考)

- ・OECDガイドライン第10
- ・旧ガイドライン第3条

(目的内の利用の場合の措置)

第11条 収集目的の範囲内で行う個人情報の利用は、次の(1)から(6)までに掲げるいずれかの場合にのみこれを行うものとする。

- (1) 情報主体が同意を与えた場合
- (2) 情報主体が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合
- (3) 企業等が従うべき法的義務のために必要な場合
- (4) 情報主体の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (5) 公共の利益の保護又は企業等若しくは個人情報の開示の対象となる第三者の法令に基づく権限の行使のために必要な場合
- (6) 情報主体の利益を侵害しない範囲内において、企業等及び個人情報の開示の対象となる第三者その他の当事者の合法的な利益のために必要な場合

(解 説)

1 . 旧ガイドラインにおいては、「収集目的の範囲内（第3条）」であって、「情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合（第3条）」であれば、個人情報を利用を行うことができるとされていたが、本ガイドラインにおいては、情報主体の自己の情報に対する権利の保護を強化する観点から、収集目的の範囲内であっても(1)～(6)に掲げる場合でなければ、個人情報の利用ができないこととした。

2 . (1)「情報主体が同意を与えた場合」について、本ガイドライン適用後に収集した個人情報の利用の場合には、第8条の規定から、当然に情報主体の同意を与えている範囲での利用ということになる（確認的規定）が、本ガイドライン適用前に収集した個人情報については、その利用に際し(1)の適用が考えられる。

（注）本ガイドラインの制定前に情報主体の同意を得て、収集した情報について、制定後改めて同意を得る必要はない。

3 . (3)「企業等が従うべき法的義務」の根拠となる法令の規定としては、刑事訴訟法第218条第1項（令状による捜査）、地方税法第72条の63（事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり）等が考えられる。これらについては、強制力を伴っており、回答が義務づけられている。

一方、刑事訴訟法第197条第2項（捜査と必要な取調べ）、弁護士法第23条の2（報告の請求）、家事審判規則第8条（必要な報告の請求）等のような任意協力の場合についても対象となり得ると考えられるが、上記法令に基づく場合であれば、無条件で利用が可能だということではなく、利用することによる公共的利益と個人情報保護との比較衡量により、利用すべきかどうかについて案件ごとに慎重に判断すべきである。その際、正式な書面により依頼された場合のみ認める等の基準を設けるのも一案といえよう。

（注）弁護士法第23条の2に基づく照会に対して、昭和51年12月21日大阪高裁判決は、「相手方は、自己の職務の執行に支障のある場合及び照会に応じて報告することのもつ公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在する場合を除き、照会の趣旨に応じた報告をすべき義務があると解するのが相当である。」と判示している。

4 . (5)「公共の利益の保護が必要な場合」としては、ガス事業者が、事故発生時に使用者から受けた情報を、保安責任の範囲内で、警察・消防及び事故処理に当たる業者に通知するようなケースが想定される。

(参 考)

・ E U 指令第7条

(目的外の利用の場合の措置)

第12条 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合又は前条(1)から(6)まで

に掲げるいずれの場合にも当たらない個人情報の利用を行う場合においては、少なくとも、第8条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を書面により通知し、あらかじめ情報主体の同意を得、又は利用より前の時点で情報主体に拒絶の機会を与える等、情報主体による事前の了解の下に行うものとする。

(解説)

1. 収集目的を超えた利用を行う場合には、情報主体の了解範囲を逸脱していることになるため、旧ガイドライン第3条の「収集目的の範囲を超えて、個人情報の利用を行う場合は、情報主体の同意を得、又は情報主体に拒否の機会を与える等、原則として情報主体の了解のもとに行うものとする」の趣旨と同様に、本ガイドラインにおいても、収集目的の範囲を超えた利用を行う場合、又は第11条(1)～(6)に掲げる要件を満たさない利用を行う場合には、情報主体の同意を得るか、情報主体に拒絶の機会を与える等、情報主体による事前の了解を得ることを必要とした。
2. 「収集目的の範囲を超えて」について、企業内のある部門が収集した情報を同一企業内の他の部門が利用する場合には、「収集目的」の記載内容にもよるが、一般的に情報主体が想定しないような部門が利用する場合には、たとえ同一企業内であっても収集目的の範囲外として改めて情報主体の事前の了解を得ることが必要であると考えられる。

(具体例)

デパートの店頭で個人情報を収集した際の収集目的が「デパートからお客様に商品の御案内をさせていただきます」という趣旨であれば、同デパートの通販部門から商品案内が送られてきても許容される。

××ホテルで個人情報を収集した際の収集目的が「当ホテルのレストランなどのフェアの御紹介をさせていただきます」という趣旨であれば、同じ企業グループ内であったとしても××デパートからの商品の案内を送ることは、目的の範囲を超えるものと考えられる。

(参考)

- ・旧ガイドライン第3条

第6章 個人情報の提供に関する措置

(提供範囲の制限)

第13条 個人情報の提供は、原則として収集目的の範囲内で行うものとする。

(解説)

第6章では、個人情報の提供に関する原則を定めており、本ガイドラインにおいても

旧ガイドラインと同様、OECD 8原則の「利用制限の原則」に対応している。本条は、旧ガイドライン第3条 と同じ内容である。

(参 考)

- ・OECDガイドライン第10
- ・旧ガイドライン第3条

(目的内の提供の場合の措置)

第14条 収集目的の範囲内で行う個人情報の提供は、少なくとも、第8条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を書面により通知し、あらかじめ情報主体の同意を得、又は提供より前の時点で情報主体に拒絶の機会を与える等、情報主体による事前の了解の下に行うものとする。ただし、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの場合においては、この限りでない。

- (1) 情報主体からの個人情報の収集時に、あらかじめ当該情報の提供を予定している旨第8条(3)に従い情報主体の同意を得ている受領者に対して提供を行う場合
- (2) 提供した個人情報に関する守秘義務、再提供禁止及び事故時の責任分担等の契約の締結により、個人情報に関する自己と同等の取扱いが担保されている受領者に対して提供を行う場合
- (3) 受領者が当該個人情報について改めて第8条(1)から(5)までに掲げる事項を提供し、情報主体の同意を得る措置を採ることが明白である場合
- (4) 正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない提供を行う場合

(解 説)

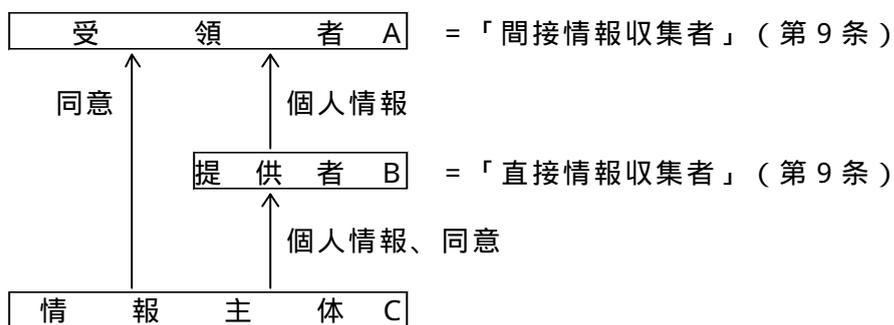
1. 個人情報の提供について、旧ガイドラインにおいては、「収集目的の範囲内(第3条)」であって、「情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合(第3条)」という抽象的な要件以外は規定されていなかった。

しかし、第9条の解説1.にも記載したとおり、近年、個人情報を活用した事業活動が拡大しつつあることに伴い、情報主体の知らない間に当該個人の情報の流通が頻繁に行われる可能性が高まってきていることから、本ガイドラインにおいては、効率的な企業活動に資することとなる個人情報の提供について、情報主体の不安感を払拭するためにも、それが可能となる場合を詳細に規定することとし、(1)~(4)の場合以外は、原則として情報主体の事前の了解の下に行うこととした。

2. (3)「受領者が、・・・情報主体の同意を得る措置を採ることが明白である場合」について、受領者が情報主体の同意を得る際に、提供者がそれを確認することは困難な場合もあることから、情報提供時の契約等の手続に明示されていれば、実際に同意

を得ているかを確認することまでは提供者の義務ではないと考えられる。

3. (4)「正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない提供を行う場合」について、個人情報の提供の場合も、第9条(4)の間接的な情報収集の場合と同様に情報主体が直接に関与しないことが多いので、第9条の解説2.に記載したとおり限定的に解釈されるべきである。
4. 以上及び第9条の解説に記載したとおり、「個人情報の第三者に対する提供」は、立場を変えると「第三者による間接的な情報収集」と同義であるという関係から、第14条は、第9条(間接的な情報収集)について、直接情報収集者から見た規定として読み替えた形となっている。第9条と同様に、本条を理解しやすくするため以下に図示し、その図をもとに本条を説明することとする。



提供者(B)は、情報主体(C)の個人情報を受領者(A)へ提供する場合には、原則的にはCの事前の了解の下に行うものとする。但し、以下の場合はその限りではない。

- (1) BがCからの情報収集の際に、あらかじめAへの提供を予定している旨第8条(3)に従いCの同意を得ているときに、BがAに対してCに関する個人情報の提供を行う場合
- (2) BがAとの間で、個人情報の守秘義務、再提供禁止及び事故時の責任分担等の契約を締結しており、個人情報に関してAがBと同等の取扱いを担保しているときに、このようなAに対してBがCに関する個人情報の提供を行う場合
- (3) Aが当該情報について改めて第8条(1)～(5)の事項を提供し、Cの同意を得る措置を採ることが明白である場合
- (4) Bの正当な事業の範囲内であって、Cの保護に値する利益が侵害されるおそれのない提供を行う場合

5. 本条に規定する「提供」は、当然ながら、外国に所在する事業者等への提供にも適用される。外国に所在する者は直接には、本ガイドラインの適用を受けないことから、国外に提供された個人情報がその後、不適切な扱いを受けることがないように、特に留意が必要である。

(目的外の提供の場合の措置)

第15条 収集目的の範囲を超えて個人情報の提供を行う場合又は前条(1)から(4)までに掲げるいずれの場合にも当たらない個人情報の提供を行う場合においては、情報主体に対して、少なくとも、個人情報の受領者に関する第8条(1)から(3)まで及び(5)に相当する事項を書面により通知し、情報主体の同意を得るものとする。この場合において、第8条(1)中「企業等」とあるのは「受領者」と、第8条(3)中「提供」とあるのは「再提供」と読み替えるものとする。ただし、既に情報主体が、当該事項の通知を受け包括的な同意を与えていることが明白な場合は、この限りでない。

(解説)

1. 収集目的を超えた提供を行う場合には、情報主体の了解範囲を逸脱していることとなるため、旧ガイドライン第3条の「収集目的の範囲を超えて、個人情報の提供を行う場合は、情報主体の同意を得、又は情報主体に拒否の機会を与える等、原則として情報主体の了解のもとに行うものとする」の趣旨と同様に、本ガイドラインにおいても、収集目的の範囲を超えた提供を行う場合、又は第14条(1)～(4)に掲げる場合以外で提供を行う場合には、原則的には情報主体の同意を得ることを必要とした。

2. 「包括的な同意を与えていることが明白な場合」については、個人情報の流通が頻繁に行われるようになってきている近年の状況では、提供のたびに情報主体に対して個別に同意を得ることが困難な場合が予想されることから、企業等の便宜を考慮して設けられた規定である。

しかし、収集目的を超えて個人情報の提供を行う場合は、1.にも記載したとおり、情報主体の了解の範囲を逸脱していることとなるため、当該規定は厳格に解釈することとし、情報主体の「包括的な同意」として書面による明示的な回答を取得したり、契約書に明示するなどの手続が必要であると考えられる。

3. 外国に所在する事業者等への「提供」については前条解説4.を参照のこと。

(参考)

・旧ガイドライン第3条

第7章 個人情報の適正管理義務

(個人情報の正確性の確保)

第16条 個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(解説)

1. 第7章では、個人情報の適正な管理に関する原則を定めており、本ガイドラインに

においても旧ガイドラインと同じく、OECD 8原則の「データ内容の原則」及び「安全保護の原則」に対応する。

2. 旧ガイドラインにおいては、「個人情報の適正管理」として第4条及び が規定されていただけであるが、本ガイドラインにおいては、旧ガイドライン第4条及び に対応する第16条及び第17条の他に、個人情報を管理する者だけではなく実際に個人情報の処理を担当する実務者の責務を規定した第18条を、近年の情報化の進展に伴う企業内の情報処理の外部委託（いわゆるアウトソーシング）の増加に対応して第19条を、それぞれ新設した。
3. 本条は、旧ガイドライン第4条 と内容を同じくし、誤った情報や古い情報によって個人の利益が侵害されることを防ぐため、利用目的に応じて必要な範囲において、正確かつ最新の状態で管理することとしたものである。
4. 「利用目的に応じ必要な範囲内で」管理することには、不要となった個人情報について適切な方法で廃棄することが含まれる。

（参 考）

- ・EU指令第6条1.(d)、(e)
- ・OECDガイドライン第8
- ・旧ガイドライン第4条

（個人情報の利用の安全性の確保）

第17条 個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

（解 説）

1. 本条は、旧ガイドライン第4条 と内容がほぼ同じであるが、EU指令第17条1. に合わせ、「技術的及び組織面において」の文言を追加した。
2. 具体的には、技術面での安全対策として、「情報システム安全対策基準（平成7年8月29日通商産業省告示第518号）」等を参考にした対策、組織面での安全対策として、個人情報保護に関する社内基準や責任体制の確立等が必要とされる。
3. 個人情報の漏えい事例には、廃棄時の漏えいが多くみられることから、廃棄に当たっても、電子ファイルの消去、個人情報が打ち出された紙の破碎処理等により、廃棄されたデータが他者に流出することのないよう留意することが必要である。

（参 考）

- ・EU指令第17条1.
- ・OECDガイドライン第11
- ・旧ガイドライン第4条

(個人情報の秘密保持に関する従事者の責務)

第18条 企業等の内部において個人情報の収集、利用及び提供に従事する者は、法令の規定又は企業等の内部の管理者が定めた規程若しくは指示した事項に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(解説)

1. 旧ガイドライン第6条における「企業等における個人情報の取扱いについて決定権限を有する者」(=本ガイドライン第2条(2)の定義における「管理者」)の責任については、旧ガイドラインにおいても規定されていたが(本ガイドラインにおいても、第22条及び第23条に規定)、実際に個人情報の処理を担当する実務者の責任については、当然のこととして規定されていなかった。
2. しかし、個人情報の悪質な漏えい、改ざん等の事件が発生する中で、実際に個人情報へのアクセスがもっとも容易である情報処理の従事者の意識の向上が必要とされることから、本ガイドラインにおいては、管理者の責任だけでなく実際に個人情報の処理を担当する実務者(従事者)の責務について明確化するために本条を新設した。同様の趣旨は、EU指令第16条、第17条2.及び同条3.にも規定されている。
3. 「従事する者」には、当該企業の従業員(正社員)のみならず、派遣社員、非常勤職員を含むものとする。(第23条の解説2.参照)

(参考)

- ・EU指令第16条、第17条2.3.

(個人情報の委託処理に関する措置)

第19条 企業等が、情報処理を委託する等のため個人情報を外部に預託する場合には、十分な個人情報の保護水準を提供する者を選定し、契約等の法律行為により、管理者の指示の遵守、個人情報に関する秘密の保持、再提供の禁止及び事故時の責任分担等を担保するとともに、当該契約書等の書面又は電磁的記録を個人情報の保有期間にわたり保存するものとする。

(解説)

1. 近年の情報化の進展に伴い、企業等における情報処理業務がますます多様化、複雑化していることから、経営の効率化や顧客サービスの向上等のために情報処理業務を外部に委託するケースも多くなっている(いわゆるアウトソーシング)。これらアウトソーシングの増加に伴い、情報処理の委託先における個人情報の処理に関してトラ

ブルが生じることがないように必要な措置を講ずるべきであるという観点から、本条が新設された。

- 2．具体的には、委託先の選定について基準を設けること、委託先との契約において、秘密保持義務、外部への提供の禁止、委託処理の期間等を明記すること、処理の終了後は直ちに個人情報を返還すること等を取り決めておくことが必要である。
- 3．情報処理の委託を受けた者は、個人情報の処理に際し、委託の本旨に反して利用、提供をすることは当然に許されないことであり、また本ガイドラインに従い個人情報を適正に管理することが必要とされる。
- 4．また、個人情報の処理を委託している場合において、情報主体からの開示・訂正・削除の求めに応ずる責任を負うのは、直接的には委託者であるが、委託の態様に応じて、受託者に開示・訂正・削除の請求を受ける窓口事務を委任したり、場合によっては求めに応じて開示・訂正・削除を行うこと自体を委託契約で委託することも可能である（第20条参照）。ただし、その際も委託者及び受託者の間の責任分担、役割分担については委託契約において明らかにしておくべきである。

（参 考）

- ・ E U指令第17条4．

第8章 自己情報に関する情報主体の権利

（自己情報に関する権利）

第20条 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずる。また開示の結果、誤った情報があった場合で、訂正又は削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合には、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

（解 説）

- 1．第8章は、情報主体の求めによる自己の情報の開示・訂正・削除及び利用・提供の拒否の原則を定めており、本ガイドラインも旧ガイドラインと同様、開示・訂正・削除は、OECD 8原則の「公開の原則」と「個人参加の原則」に対応するものである。
- 2．情報主体が、自己の情報を収集・蓄積・利用している企業等に対して直接自己の情報の開示を求め、誤った情報の訂正・削除を求め、また、場合によっては利用・提供を拒み得るようになることは、個人情報の収集・蓄積・利用・提供が頻繁に行われている近年の状況において、情報主体の利益を最終的に保障する役割を持つこととなると考えられる。
- 3．本条は、旧ガイドライン第5条 とほぼ内容が同じであるが、情報主体からの正当な理由がない訂正又は削除の請求は、個人情報の活用による効率的な事業活動を阻害

することも考えられること、電力、ガス等法律上供給義務が課されている公益事業にとって大きな障害となり得ることが考えられること等の理由から、個人情報の訂正又は削除については、「開示の結果、誤った情報があった場合で、訂正又は削除を求められた場合」に限定することとした。

- 4．今回の個人情報施策の見直しは、個人情報の流通が頻繁に行われる状況の中で、情報主体の知らない間に当該個人の情報が「ひとり歩き」しないよう、情報主体が自己の情報をコントロールする権利を明確化するということを目的の一つとしているため、個人情報の開示に当たっては、この趣旨が活かされるよう、情報主体の状況等に関する情報はもちろん、必要に応じ収集目的や提供先等に関する情報の開示についても配慮することが望ましいと考えられる。
- 5．「原則として」とした理由は、これに対する例外として、例えば個人に関する特定の評価等、社会通念や慣行により開示が適切でない認められるものは、対象から除かれることになるからである。
- 6．「合理的な期間」とは、企業内での個人情報の更新期間程度を指す。
- 7．訂正又は削除を行った場合に、「可能な範囲内で」受領者に通知をすることとしたのは、訂正又は削除を行った場合は、原則として当然に通知をすることが必要とされるものの、個人情報の流通が頻繁に行われている昨今ではすべての受領者に通知を行うことが困難な場合もありうるということを想定したもので、訂正又は削除をした者に大きな裁量を与えるものではない。
- 8．情報主体からの開示請求については、適宜過度にならない範囲で手数料等の負担を求めることも許容される。なお、その場合、情報主体にあらかじめ所要の費用負担を求めることを知らせるべきである。参考までに、我が国の行政機関では、開示請求について、手数料260円を徴している（平成9年12月現在）。

（参 考）

- ・EU指令第12条
- ・OECDガイドライン第12、第13
- ・旧ガイドライン第5条

（自己情報の利用又は提供の拒否権）

第21条 企業等が既に保有している個人情報について、情報主体から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする。ただし、公共の利益の保護又は企業等若しくは個人情報の開示の対象となる第三者の法令に基づく権限の行使又は義務の履行のために必要な場合については、この限りでない。

（解 説）

1. 本人による利用・提供の拒否を一般的な原則としたのは、近年個人情報の流通が頻繁に行われる中で、本来個人情報の利用・提供について本人の了解を得るべき場合にも、それが行われぬという事態も起こり得るからである。また、本人の了解を得られた場合であっても、契約に際し約款等で包括的に行われるときには、本人が将来の利用・提供について予め的確に判断したとは限らないことも考えられる。

したがって、本人の了解を得ることを怠った場合はもちろん、本人の了解が一応得られた場合であっても、その後の状況に応じ本人は自己の情報の利用・提供を拒み得ることとする必要がある。

2. 本条は、旧ガイドライン第5条 とほぼ内容が同じであるが、利用・提供の拒否の原則に対する例外として、例えば電力、ガス等法律上供給義務が課されている公益事業に支障をきたす場合、サービスや財物の供給、与信等の業務を行う場合に、その業務の利用実績に関する個人情報であって、代金や貸付金の回収のために必要とされる場合等が考えられる。

また、「法令に基づく権限の行使」には、直接法令自体に基づくものではないが法目的にそったものも含み得ると考えられる。

(参 考)

- ・ E U 指令第7条、第14条(b)
- ・ 旧ガイドライン第5条

第9章 組織及び実施責任

(代表者による管理者の指名)

第22条 企業等の代表者は、このガイドラインの内容を理解し実践する能力のある者を企業等の内部から1名指名し、個人情報の管理者としての業務を行わせるものとする。

(解 説)

1. 第9章は、ガイドラインの諸原則を遵守するための組織及びその実施責任について定めたものであり、本ガイドラインも旧ガイドラインと同様、OECD 8原則の「責任の原則」に対応するものである。

2. 本条は、旧ガイドライン第6条とほぼ内容を同じくし、ガイドラインの諸原則を遵守する責任は、個人情報の収集・蓄積・利用等の取扱いについて実質的な決定権限を有する者が負うべきものであるとしているが、本ガイドラインにおいては、その者を「管理者」として、企業等の代表者が企業等の内部から少なくとも1名指名することを規定することにより社内での地位を明確化し、その「管理者」に次条で定める責務を負わせることとした。なお、管理者は、当該事業者に係る個人情報の管理の責任者である性格上、いたずらに指名する者を増やし、責任が不明確になることは避けな

ればならない。したがって、複数名を管理者として指名する場合には、当該者間での役割分担を明確にすることが求められる。

(例) A社は、鉄道事業と不動産事業の両事業を行っている。B氏を鉄道事業に係る個人情報の管理者とし、C氏を不動産事業に係る個人情報の管理者としている。

両者の役割分担も明確であり、複数名の指名を行っても差し支えないものと考えられる。

(例) D社は、管理者として、営業部の副部長E氏とF氏を指名している。

両者の役割分担、責任分担が明確でない場合には、複数名の指名は好ましくないものと考えられる。

なお、実務的には、管理者は、第8条(1)に定められた「代理人」と一体となって、個人情報保護の管理に当たることとなろう。例えば、取締役営業本部長のA氏を管理者とし、その代理人として、営業課員(複数)が直接、顧客からの問い合わせに応じることが考えられる。

3. 「管理者」について、特段の資格等は求めることはしないが、社内で対外的に責任の持つことができる者(例えば役員クラス)が指名されることが望ましい。

4. 管理者は、個人情報の管理全般に責任を有するものであり、個人情報の保有期間の設定、不要となった個人情報の廃棄にも配慮すべきである。

(参 考)

- ・OECDガイドライン第14
- ・旧ガイドライン第6条

(管理者の責務)

第23条 企業等における個人情報の管理者は、このガイドラインに定められた事項を理解し、及び遵守するとともに、従事者にこれを理解させ、及び遵守させるための教育訓練、内部規程の整備、安全対策の実施並びに実践遵守計画(コンプライアンス・プログラム)の策定及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

(解 説)

1. ガイドラインの実施責任について、旧ガイドライン第6条においては、その内容は抽象的なものにすぎなかったが、本ガイドラインにおいては、管理者が負うべき責務について具体的に規定するとともに、特に、各企業等における個人情報保護の意識の向上に資するコンプライアンス・プログラムの策定について、その策定、周知徹底等の措置を実施する責任を負うことを明確化している。

2. 「従事者」には、当該企業の従業員(正社員)のみならず、派遣社員、非常勤職員を含むものとし、当該企業内で個人情報を取扱うすべての者を対象としている。近時、当該企業の従業員以外からの漏えい事例が発生していることに鑑みれば、従業員以外

の者への教育についても十分に配慮すべきである。

(参 考)

- ・OECDガイドライン第14
- ・旧ガイドライン第6条

第10章 その他

(通信網を利用して電磁的記録を送受信する場合の通知)

第24条 通信網を利用して電磁的記録を送受信する場合において、送受信の相手先に関する個人情報を通信網により収集する企業等については、送受信の相手先たる情報主体に対しては、このガイドライン第8条、第9条、第12条、第14条及び第15条に定める情報主体への書面による通知に代えて、電磁的記録の送信の方法による通知を行うことができる。

(解 説)

1. インターネット等ネットワーク技術の急速な進展に伴い、電子商取引等の場において、通信網を利用して必要な情報を送受信することが頻繁に行われるようになったことに対応して本条を新設した。
2. 第8、9、12、14、15条に定める「情報主体への書面の通知」を紙面に限らず、電磁的記録の送信の方法による通知でも可能とするものである。
3. なお、電子商取引におけるプライバシー保護については、電子商取引実証推進協議会が電子商取引特有の商慣行等を踏まえて策定する「民間部門における電子商取引に係る個人情報の保護に関するガイドライン」(平成9年5月に案を作成、公表：<http://www.ecom.or.jp>参照)に従うものとする。

資料

民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン (平成9年3月4日通商産業省告示第98号)

第1章 ガイドラインの目的

(目的)

第1条 このガイドラインは、民間企業等が取り扱う個人情報の適切な保護のため、事業者団体がその構成員の事業の実情に応じた業種別のガイドラインを定める際の指針となる項目を定め、民間企業等がその活動の実態に応じた個人情報保護のための実践遵守計画(コンプライアンス・プログラム)を策定することを支援し、及び促進することを目的とする。

第2章 定義

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 管理者 企業等の内部において代表者により指名された者であつて、個人情報の収集、利用又は提供の目的及び手段等を決定する権限を有する者をいう。
- (3) 受領者 個人情報の提供を受ける者をいう。
- (4) 情報主体の同意 情報主体が署名押印、口頭による回答等の明示的方法により、自己に関する個人情報の取扱いを承諾する意思表示を行うことをいう。ただし、書面の交付等による契約手続を伴わない取引、申込、加入等の行為の場合においては、当該行為の手続において、反対の意思を表明しない等の黙示的方法による意思表示を含めることができるものとする。

第3章 ガイドラインの適用範囲

(対象となる個人情報)

第3条 このガイドラインは、企業等の内部において、その全部又は一部が電子計算機、光学式情報処理装置等の自動処理システムにより処理されている個人情報を対象とし、自動処理システムによる処理を行うことを目的として書面等により処理されている個人情報についてもこれを適用する。ただし、個人が自己のために収集す

る個人情報については、この限りでない。

(ガイドラインの拡張)

第4条 このガイドラインは、個人情報の適切な保護の目的の範囲内において業種、企業等の活動の実態に応じた項目を追加し、又は修正することができる。

第4章 個人情報の収集に関する措置

(収集範囲の制限)

第5条 個人情報の収集は、収集する企業等の正当な事業の範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

(収集方法の制限)

第6条 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第7条 次に掲げる種類の内容を含む個人情報については、これを収集し、利用し又は提供してはならない。ただし、当該情報の収集、利用又は提供についての情報主体の明確な同意がある場合、法令に特段の規定がある場合及び司法手続上必要不可欠である場合については、この限りでない。

(1) 人種及び民族

(2) 門地及び本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)

(3) 信教(宗教、思想及び信条)、政治的見解及び労働組合への加盟

(4) 保健医療及び性生活

(情報主体から直接収集する場合の措置)

第8条 情報主体から直接に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を書面により通知し、当該個人情報の収集、利用又は提供に関する同意を得るものとする。ただし、既に情報主体が、次に掲げる事項の通知を受けていることが明白である場合及び情報主体により不特定多数の者に公開された情報からこれを収集する場合には、この限りでない。

(1) 企業等内部の個人情報に関する管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先

(2) 個人情報の収集及び利用の目的

(3) 個人情報の提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無

(4) 個人情報の提供に関する情報主体の任意性及び当該情報を提供しなかった場合に生じる結果

(5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための具体的方法

(情報主体以外から間接的に収集する場合の措置)

第9条 情報主体以外から間接的に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、前条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を書面により通知し、当該

個人情報の収集、利用又は提供に関する同意を得るものとする。ただし、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの場合においては、この限りでない。

- (1) 情報主体からの個人情報の収集時に、あらかじめ自己への情報の提供を予定している旨前条(3)に従い情報主体の同意を得ている提供者から収集を行う場合
- (2) 提供される個人情報に関する守秘義務、再提供禁止及び事故時の責任分担等の契約の締結により、個人情報に関して提供者と同等の取扱いを担保することによって個人情報の提供を受け、収集を行う場合
- (3) 既に情報主体が、前条(1)から(5)までに掲げる事項の通知を受けていることが明白である場合及び情報主体により不特定多数の者に公開された情報からこれを収集する場合
- (4) 正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない収集を行う場合

第5章 個人情報の利用に関する措置

(利用範囲の制限)

第10条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で行うものとする。

(目的内の利用の場合の措置)

第11条 収集目的の範囲内で行う個人情報の利用は、次の(1)から(6)までに掲げるいずれかの場合にのみこれを行うものとする。

- (1) 情報主体が同意を与えた場合
- (2) 情報主体が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合
- (3) 企業等が従うべき法的義務のために必要な場合
- (4) 情報主体の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (5) 公共の利益の保護又は企業等若しくは個人情報の開示の対象となる第三者の法令に基づく権限の行使のために必要な場合
- (6) 情報主体の利益を侵害しない範囲内において、企業等及び個人情報の開示の対象となる第三者その他の当事者の合法的な利益のために必要な場合

(目的外の利用の場合の措置)

第12条 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合又は前条(1)から(6)までに掲げるいずれの場合にも当たらない個人情報の利用を行う場合においては、少なくとも、第8条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を書面により通知し、あらかじめ情報主体の同意を得、又は利用より前の時点で情報主体に拒絶の機会を与える等、情報主体による事前の了解の下に行うものとする。

第6章 個人情報の提供に関する措置

(提供範囲の制限)

第13条 個人情報の提供は、原則として収集目的の範囲内で行うものとする。

(目的内の提供の場合の措置)

第14条 収集目的の範囲内で行う個人情報の提供は、少なくとも、第8条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を書面により通知し、あらかじめ情報主体の同意を得、

又は提供より前の時点で情報主体に拒絶の機会を与える等、情報主体による事前の了解の下に行うものとする。ただし、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの場合においては、この限りでない。

- (1) 情報主体からの個人情報の収集時に、あらかじめ当該情報の提供を予定している旨第8条(3)に従い情報主体の同意を得ている受領者に対して提供を行う場合
- (2) 提供した個人情報に関する守秘義務、再提供禁止及び事故時の責任分担等の契約の締結により、個人情報に関する自己と同等の取扱いが担保されている受領者に対して提供を行う場合
- (3) 受領者が当該個人情報について改めて第8条(1)から(5)までに掲げる事項を提供し、情報主体の同意を得る措置を採ることが明白である場合
- (4) 正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない提供を行う場合

(目的外の提供の場合の措置)

第15条 収集目的の範囲を超えて個人情報の提供を行う場合又は前条(1)から(4)までに掲げるいずれの場合にも当たらない個人情報の提供を行う場合においては、情報主体に対して、少なくとも、個人情報の受領者に関する第8条(1)から(3)まで及び(5)に相当する事項を書面により通知し、情報主体の同意を得るものとする。この場合において、第8条(1)中「企業等」とあるのは「受領者」と、第8条(3)中「提供」とあるのは「再提供」と読み替えるものとする。ただし、既に情報主体が、当該事項の通知を受け包括的な同意を与えていることが明白な場合は、この限りでない。

第7章 個人情報の適正管理義務

(個人情報の正確性の確保)

第16条 個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の利用の安全性の確保)

第17条 個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

(個人情報の秘密保持に関する従事者の責務)

第18条 企業等の内部において個人情報の収集、利用及び提供に従事する者は、法令の規定又は企業等の内部の管理者が定めた規程若しくは指示した事項に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(個人情報の委託処理に関する措置)

第19条 企業等が、情報処理を委託する等のため個人情報を外部に預託する場合には、十分な個人情報の保護水準を提供する者を選定し、契約等の法律行為により、管理者の指示の遵守、個人情報に関する秘密の保持、再提供の禁止及び事故時の責任分担等を担保するとともに、当該契約書等の書面又は電磁的記録を個人情報の保有期間にわたり保存するものとする。

第8章 自己情報に関する情報主体の権利

(自己情報に関する権利)

第20条 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずる。また開示の結果、誤った情報があった場合で、訂正又は削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合には、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否権)

第21条 企業等が既に保有している個人情報について、情報主体から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする。ただし、公共の利益の保護又は企業等若しくは個人情報の開示の対象となる第三者の法令に基づく権限の行使又は義務の履行のために必要な場合については、この限りでない。

第9章 組織及び実施責任

(代表者による管理者の指名)

第22条 企業等の代表者は、このガイドラインの内容を理解し実践する能力のある者を企業等の内部から1名指名し、個人情報の管理者としての業務を行わせるものとする。

(管理者の責務)

第23条 企業等における個人情報の管理者は、このガイドラインに定められた事項を理解し、及び遵守するとともに、従事者にこれを理解させ、及び遵守させるための教育訓練、内部規程の整備、安全対策の実施並びに実践遵守計画（コンプライアンス・プログラム）の策定及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

第10章 その他

(通信網を利用して電磁的記録を送受信する場合の通知)

第24条 通信網を利用して電磁的記録を送受信する場合において、送受信の相手先に関する個人情報を通信網により収集する企業等については、送受信の相手先たる情報主体に対しては、このガイドライン第8条、第9条、第12条、第14条及び第15条に定める情報主体への書面による通知に代えて、電磁的記録の送信の方法による通知を行うことができる。

(参 考)

民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護についての指針
(=旧ガイドライン 平成元年4月18日情報化対策委員会個人情報保護部会)

1. ガイドラインの対象

民間部門において企業等が取り扱う個人情報の保護のあり方については、コンピュータ等による自動処理システムを用いて処理される個人情報を対象として、当面以下のように対応するものとする。この場合において個人情報とは、個人に関する情報であって当該個人を識別できるものをいう。

2. 個人情報の収集

(1) 個人情報の収集は、収集する企業等の正当な事業の範囲内で、収集目的を明確にし、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。情報主体以外からの個人情報の収集は、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合に限るものとする。

(2) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

3. 個人情報の提供又は利用

(1) 個人情報の利用又は提供は、原則として収集目的の範囲内で行うものとする。

(2) 収集目的の範囲を超えて、個人情報の利用又は提供を行う場合は、情報主体の同意を得、又は情報主体に拒絶の機会を与える等、原則として情報主体の了解の下に行うものとする。

(3) 個人情報の利用又は提供は、以上の制限によるほか、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合に限るものとする。

4. 個人情報の適正管理

(1) 個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(2) 個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、合理的な安全対策を講ずるものとする。

5. 自己情報の開示請求等

(1) 情報主体から自己の情報について開示又は訂正若しくは削除を求められた場合は、原則としてこれに応ずるものとする。

(2) 情報主体から自己の情報について利用又は提供を拒まれた場合は、原則としてこれに応ずるものとする。

6. 実施責任

企業等における個人情報の取扱について決定権限を有する者は、上記の諸原則を遵守する責任を負うものとする。

個人情報保護ハンドブック

発行 平成10年2月6日

改訂 平成10年6月1日

編集発行 通商産業省機械情報産業局情報処理システム開発課

定 価 無料（ただし、郵送料200円）